

## 令和 5 年第 2 回選挙管理委員会臨時会会議録

開催日時	令和5年4月15日(土)			午前10時00分から	午前10時25分まで
出席者	委員	本橋委員長、梅田委員長職務代理、小井委員、松島委員			
	事務局	石田局長、増田次長、中野選挙法規担当係長、清水主査			
開催場所		選挙管理委員会室	傍聴人	なし	
会議の結果 及び 主な発言	議案等				結果
	議案 18 号	選挙人名簿の選挙時登録について			決定
	議案 19 号	期日前投票管理者・同職務代理者及び投票立会人の選任について			決定
	議案 20 号	投票管理者、同職務代理者及び投票立会人の選任について			決定
	議案 21 号	選挙長及び同職務代理者の選任について			決定
	議案 22 号	各種告示について			決定
	臨 2-1	選挙長の告示について			了承
委員長	これから令和5年第2回の臨時会を開会いたします。				
	<b>&lt;選挙人名簿の選挙時登録について&gt;</b>				
委員長	議案第 18 号選挙人名簿の選挙時登録について、事務局から説明をお願いします。				
局長	<p>議案第 18 号をご覧ください。根拠法令や登録日等は記載の通りになります。登録基準と登録日は本日となります。登録者数の増減については、新規登録者数は 3,661 人、抹消者数は 4,088 人で、マイナス 427 人となります。</p> <p>登録者数の一覧については、別紙 1 の通り 67 投票区ごとに男女計という形で登録者数の表を作成しております。</p> <p>なお、登録日以後、選挙期日までの間に公職選挙法第 28 条各号に該当するに至った者については、随時選挙人名簿から抹消することになります。</p> <p>さらに、直接請求に関する法定数の告示等はこの名簿に基づいて行うこととなります。別紙 2 をご参照ください。別紙 2 をご覧いただくと、地方自治法の規定と、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、直接請求に要する法定数を告示します。</p> <p>続いて別紙 3 をご覧ください。直接請求に関する選挙権を有する者の法定数は、選挙人名簿登録者数に基づいて、選挙権を有する者の 50 分に 1 等の規定が法定で定められております。</p> <p>これらについては、登録後遅滞なく公職選挙法施行令第 22 条に基づいて東京都選挙管理会に報告することになります。それが別紙 4 になります。</p> <p>以上、議案第 18 号についての説明となります。</p>				

委員長	ありがとうございました。委員のみなさま、ご意見やご質問はありませんか。
一同	(特になし。)
委員長	それでは、議案第 18 号は決定でよろしいでしょうか。
一同	異議なし。
<b>&lt;期日前投票管理者・同職務代理者及び投票立会人の選任について&gt;</b>	
委員長	それでは、次に議案第 19 号をお願いします。
局長	議案第 19 号は、期日前投票管理者、同職務代理者及び期日前投票立会人の選任に関するものになります。こちらについては、区議会議員選挙の期日前投票管理者、同職務代理者について選任するとともに告示するものです。根拠法令は記載のとおりです。管理者の告示案と職務代理者の告示案を添付しております。告示については 4 月 16 日に選挙管理委員会名で行います。 以上、議案第 19 号についての説明となります。
委員長	ありがとうございました。委員のみなさま、ご意見やご質問はありませんか。確認ですけど、投票管理者職務代理者とはどういうものですか。
主査	公職選挙法施行令第 24 条より、管理者が欠けた場合に備え、職務代理者を選任しておかなければなりません。職務を代理すべき者は選挙権を有する者の中から選任しなければならないと規定されておりますので、毎日常駐している事務統括者を職務代理者として選任しています。
委員長	その他、よろしいですか。 それでは、議案第 19 号は決定でよろしいでしょうか。
(一同)	異議なし
<b>&lt;投票管理者、同職務代理者及び投票立会人の選任について&gt;</b>	
委員長	次は、議案第 20 号をお願いします。
局長	議案第 20 号ですが、今度は当日投票の管理者、同職務代理者及び立会人を選任する手続きになります。 期日前と同様に、選任と併せて告示を行います。 根拠法令等は、記載のとおりです。告示文案は添付のとおりです。 この告示も 4 月 16 日に選挙管理委員会名で行います。投票管理者・職務代理者・投票立会人の一覧については、添付資料をご確認ください。 以上、議案第 20 号についての説明となります。
委員長	ありがとうございました。委員のみなさま、ご意見やご質問はありませんか。今度は投票日当日の話ですね。 一つ確認ですが、最終的には選挙管理委員会決定しますが、庶務主任等の区の職員の投票所への配置も事務局が考えているのですか。
次長	各投票所への職員の配置は人事課にお願いしております。
委員長	その他、よろしいですか。 それでは、議案第 20 号は決定でよろしいでしょうか。
(一同)	異議なし

	<b>&lt;選挙長及び同職務代理者の選任について&gt;</b>
委員長	次は、議案第 21 号をお願いします。
局長	<p>こちらは選挙長及び同職務代理者の選任についての議案になります。</p> <p>4 月 23 日執行の区議会議員選挙の選挙長及び同職務代理者を選任し、また、選任した者を告示するものです。今回の選挙長は、小井委員で、職務代理は、本橋委員長です。</p> <p>根拠法については記載の通りで、告示案は添付のとおりです。</p> <p>以上、議案第 21 号についての説明となります。</p>
委員長	ありがとうございました。委員のみなさま、ご意見やご質問はありませんか。
一同	(特になし。)
委員長	それでは、議案第 21 号は決定でよろしいでしょうか。
一同	異議なし。
委員長	それでは、今回の選挙長は、小井委員です。よろしくお願いいたします。
	<b>&lt;各種告示について&gt;</b>
委員長	続いて、議案第 22 号をお願いします。
局長	<p>これは各種告示になりまして、議案第 22 号に記載のとおりです。</p> <p>1 は選挙期日、2 は期日前投票所の場所及び時間、3 は投票所、4 は開票事務を選挙会事務に併せて行う旨並びに選挙会の場所及び日時、5 は選挙運動費用支出限度額、それぞれ公職選挙法に基づいて告示をするものになります。</p> <p>まず、1 の選挙期日についてですが、杉並区議会議員選挙の選挙期日を 4 月 23 日とするものになります。</p> <p>次に、2 の期日前投票所の場所及び時間については、建物名称及び所在地と投票所を設ける期間及び時間について告示を行うものです。</p> <p>続いて、3 の投票所については、各投票区の投票所を定めるものです。建物名称及び所在地を告示します。告示文には別紙のとおり投票所一覧を添付しております。</p> <p>次に、4 の開票事務を選挙会事務に併せて行う旨並びに選挙会の場所及び日時については、開票事務は選挙会の事務に合わせて行い、選挙会の場所日時については 4 月 24 日午前 8 時 40 分から荻窪体育館で行うと告示するものです。</p> <p>最後に、5 の選挙運動費用支出限度額については、区議会議員選挙における候補者の選挙運動に関する支出の金額は 660 万円を超えることができませんので、660 万円を限度額として告示するものです。</p>
委員長	報告事項も告示関係ですので、このまま説明していただけますか。
局長	<p>はい、それでは続きまして、選挙長告示第 1 号です。これは、立候補受付場所の告示になります。</p> <p>明日、立候補の受付を行います、その場所の告示になります。</p> <p>次に、選挙長告示第 2 号について、これは選挙立会人を定めるくじを行う場所と日時の告示になります。</p> <p>議案第 22 号と併せて、報告事項については以上のとおりとなります。</p>

委員 長	ありがとうございました。委員のみなさま、ご意見やご質問はありませんか。
小井委員	660 万円というのは、どのように決まるのですか。
選挙法規 担当係長	公職選挙法第 194 条より、区議会議員選挙の支出制限額は、告示日の選挙人名簿登録者数を議員定数 48 で割り、501 円を掛けた数値に 220 万円を足した額となりますが、この額が 660 万円を超える場合には、660 万円が支出制限額となります。 計算すると杉並区は 660 万円を超えますので、660 万円が公選法上の上限となります。
委員 長	1 年前の区長選のときの支出制限額はいくらでしたか。
選挙法規 担当係長	およそ 3 倍の 1,860 万円でした。根拠条文は同様に公職選挙法第 194 条です。
委員 長	それでは、議案第 22 号と報告臨 2-1 は決定及び了承でよろしいでしょうか。
一同	異議なし。
	<b>&lt;その他&gt;</b>
委員 長	本日の予定されている議案・報告は終了しましたが、その他にございますか。
局 長	特にありません。
委員 長	では、最後に今後の予定等について確認をお願いします。
局 長	次回は明日 4 月 16 日の日曜日、臨時会となります。内容は、選挙公報掲載順や氏名等掲示位置を定めるくじ等の議案が予定されております。 (議題書に沿って、4 月 16 日以降の日程を確認)
委員 長	その他、ご意見、ご質問などありませんか。無いようでしたら本日の委員会を終了します。